令和6年第12回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 6 年12月25日 (水) 午後 1 時30分

場所·座間市役所 6 F全員協議会室

第12回座間市農業委員会定例総会議事録

令和6年12月25日、第12回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1	森	Ш		保	7	吉	Ш		充
2	草	薙	初	夫	8	小	泉		聡
3	若	菜	成	之	10	吉	Ш	浩	正
4	曽	根	将	彦	11	市	Ш	芳	明
6	吉	Ш	稔	恒	12	111	村	優	子

会議を欠席した委員

5 池 上 元 徳 9 鈴 野 伸 吾

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曽根 覚、池上 光昭、野島喜代史

書記は次のとおり

1 事務局長 田川 敦子

2 事務局次長 曽根 和士

3 庶務係長 河野 誠

4 主 事 補 東 田 佑太郎

5 主事補 関口 裕介

議 事 日 程

1 議事録署名委員の指名について

2 諸報告について

3 報告第25号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について

4 報告第26号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について

5 議案第36号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

6 議案第37号 農用地利用集積計画について

7 議案第38号 地域計画策定に係る意見聴取について

その他

午後1時30分開会

議 長 ただいまの出席委員は10人で、定足数に達しております。

これより令和6年第12回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承願 います。

なお、5番池上元徳委員、9番鈴野伸吾委員から欠席届が出ておりますので報告い たします。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

なお、本日予定されていた署名委員が欠席のため、座間市農業委員会会議規則第18 条の規定により、6番吉川稔恒委員、12番山村優子委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事務局 それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和6年11月27日(水)から令和6年12月24日(火)までの概要でございます。

先月、11月27日(水)、この場所におきまして、令和6年第11回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、3件、4筆の農地転用届出、農地法第5条、2件、3筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1件、2筆の 1議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続 をさせていただきました。

12月3日(火)と12月6日(金)には、農業委員、推進委員による農地パトロール を行いました。

12月19日(木)には農地部会を開催し、本日の議案について現地確認と事前協議を行っています。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計2件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第25号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について 及び日程第4、報告第26号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務 局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第25号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年12月25日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第26号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年12月25日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第3条許可申請について、地目、田が1筆、地積、991㎡。

農地法第4条届出について、地目、畑が2筆、地積合計、357㎡。

農地法第5条届出について、地目、畑が6筆、地積合計、660㎡。

合計としまして、田が1筆、地積、991㎡、畑が8筆、地積、1,017㎡、地積合計、 2,008㎡で、届出件数が4件でございます。

以上です。

議 長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第36号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを

議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第5、議案第36号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切な ものと認められるので議決を求めます。

令和6年12月25日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

お手元の資料の3ページをご覧ください。

譲渡人は、海老名市柏ヶ谷六丁目にお住まいの、さん。

譲受人は、海老名市下今泉五丁目、、です。

土地につきましては、番号1、四ツ谷字中道 、登記地目、田、地積、991 ㎡。 案内図につきましては資料の4ページをご覧ください。

JR相模線四ツ谷踏切の南側に位置する農地で、海老名市との行政界近くの市街化 調整区域の田、1筆でございます。

譲受人の ですが、2009 年より農業を営んでおり、現在では、海老名市内を中心に8町歩ほどの面積で醸造用の米を栽培し、それを原料として日本酒に醸造する農地所有適格法人となります。

農業従事者は、代表取締役である さんご家族や社員の合計 7名で耕作を行い、 全ての農作業を行っております。

今回、この申請農地は会社所在地から近く、農作業をする上で好立地と考え、耕作 規模を拡大するため申請をされました。

農地の現況といたしましては、お手元のタブレットまたはテレビモニターにてご確認をよろしくお願いいたします。

所有する農業機械はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等です。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、議案第 36 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について提案理由 並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 お答えします。この田なのですが、鳩川を挟んで海老名市に一番近い、海老名市寄りの田の耕地の中の1区画です。

ここというのは、海老名市の さんが代替えで取得された土地です。ただ、すごくやる気があって、代替えで四ツ谷の土地を取得されたのですが、亡くなりました。 亡くなって、息子がやるかと思ったのですが息子はやらない。 1 回、海老名市の方がそこが空いていたので耕作をしたのですが、その海老名市つながりで、 さんに行ったのではないかと思われます。

は、酒米でかなり座間市内にも委託で作ってくれている仲間を有していますので、しっかりした酒造会社で、輸出の関係もあるのでしょうが、もっと酒米を増やしたいということで購入されたと思います。しっかりした会社です。問題ないと思います。

以上です。

議 長 議案第36号の地区担当委員は吉川稔恒委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川(稔)委員 3ページの耕作面積で2万4,700㎡ほど、これは座間市内の農地での耕作面積ということで、先ほど事務局から約8町歩の米を作っているという説明がございましたが、 過去の実績を含めて、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質 疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第36号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、農地部会長報告は「承認」であります。農地部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 挙手全員。よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第37号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、議席番号

は当事者でございます。農業委員会等に関する法律

第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。しばらくの間、退席をお願いします。

退室)

議 長 事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第37号、農用地利用集積計画について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和6年12月25日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

本件の農用地利用集積計画は、新規分及び更新分の2種類がございます。

まず、新規分ですが、お手持ちの資料の5ページ及び6ページをご覧ください。

対象となる農地は、通番1から通番420までの田が12筆、畑が8筆、合計20筆でございます。

貸手の氏名、住所、所在地、現況地目、面積、利用権の種類、借人の氏名、住所、 始期、終期等につきましては、資料のとおりです。

なお、通番1から通番3までの農地は、農地中間管理事業を利用した貸し借りとなります。

場所については、案内図7ページから12ページとなります。

この農用地利用集積計画は、借手側が農業者として適正かどうかを審査していただ くものです。

今回の借人は8名となります。

資料の5ページをご覧ください。

まず、 さんですが、本市認定農業者で、専業で農業経営をされており、主たる経営作物は水稲です。農機具は、水稲に必要な一通りの農機具を所有しておられる方です。

次に、 さんは、現在62歳で、大和市にお住まいの方です。 3 反ほどの農地で、主に露地野菜を作付し耕作をされております。農機具は、耕耘機、噴霧器等を所有しております。

次の、 さんですが、現在55歳、5 反 5 畝の農地で水稲や露地野菜を作付し、 耕作をされております。所有する農機具は、トラクターやコンバイン等、一通りの農機具を所有されております。

次の、 さんは、認定農業者で、現在72歳、水稲及び露地野菜をそれぞれ1 町歩、施設花卉を400坪で農業経営をされております。農機具は、一通りの農機具を

所有し耕作をしております。

次の、 さんは、現在71歳で、水稲及び露地野菜を合わせて3反ほどの農地で耕作をされている方です。 農機具は、トラクターやコンバイン、田植機等、一通りの農機具を所有しております。

次の、 さんは、戸塚区にお住まいの方で、今年3月に本市で新規就農者として認定された方です。現在55歳で、1反余りの農地で耕作されており、管理機等を 所有されて耕作をされております。

次の、 さんは、認定農業者で、現在70歳、2町歩余りの農地で水稲や小麦、 大豆などを栽培し、農業経営をされております。

最後の、 さんですが、認定農業者で、現在68歳、水稲及び露地野菜を合わせて6町歩ほどの農地で農業経営されている方です。

今回、新規の農用地利用集積計画は、貸手が8人、借人が8人、筆数が20筆、面積が合計1万436㎡の利用集積計画となります。

次に、更新分の説明をさせていただきます。

別にお配りした議案第37号追加資料のご確認をお願いいたします。

令和6年12月に更新時期を迎えた農用地利用集積計画になります。

毎年この時期は、農地の貸し借りの期間が到来したものについて、継続更新の手続が必要となります。事務局から双方当事者へ、継続の意向確認の連絡を行いまして、本議案のとおり、継続の申出がありました。

権利の種類といたしましては、全て使用貸借になっております。

貸し借りの期間としては、令和7年1月1日から5年間、3年間、1年間の計画がございます。

内容につきましては、資料のとおりとなりますので、お目通しをどうぞよろしくお 願いいたします。

今回、更新分の農用地利用集積計画では、貸手が20人、借人が11人、筆数が42筆、合計面積、2万5,904㎡となりました。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長ただいま、議案第37号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございません

か。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第37号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を 求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、

の入室を許可します。

事務局で案内をお願いします。

(入室)

議 長

にお伝えいたします。た

だいま、議案第37号、農用地利用集積計画についてにつきましては、全員の賛成で承認いたしましたので、申し伝えておきます。

次に、日程第7、議案第38号、地域計画策定に係る意見聴取についてを議題といた します。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第7、議案第38号、地域計画策定に係る意見聴取について。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、地域計画策定について意見 書を提出したいので承認を求めます。

令和6年12月25日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

別にお配りしております議案第38号追加資料をご覧ください。

本件は、座間市で策定した地域計画案に対し、農業委員会から意見書を提出するものです。

地域計画は農業経営基盤強化促進法の改正法が施行されたことに伴い、市で策定するものです。

内容といたしましては、地域の農業を持続していくための方針と併せて、目標地図という農地1筆ごとの10年後の耕作者の計画で構成されており、地域農業者等による話合いを基に策定されたものです。

計画案の内容につきましては、配布させていただいた資料のとおりですが、策定に 当たり農業委員も地域での話合いの場に参加していただき、協議された内容となりま す。

説明内容としては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第38号、地域計画策定に係る意見聴取について、提案理由並びに補 足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

委員の皆様は、それぞれの地区で説明会に参加をしていただいて確認している内容 だとは思います。

市川委員 地域計画案の中に(3)地域における農業の将来の在り方についてという項目があるのですが、段階的な減農薬栽培を推進するという項目があります。こういう項目というのは、やはり入れる必要があるのですか。減農薬栽培をするのは、なかなか難しくなっていることに逆行してしまうのですが、カメムシの対策とか、ヒエの対策とか、そういうところで、どうしてもいや応なしに農薬を使うような状況になってしまっているのですが。

これは何かの指示があって、こういうような項目を入れるとかなどがあるのですか。

事務局 市川委員のご質問に対してご説明をさせていただきます。

この(3)の部分につきましては、現行で進んでおります実質化された人・農地プランを基に、その当時記載された内容を基本的には引用させていただいております。

今回の地域計画自体について、こういう文言を入れる必要性というのは、必須では ないので、削除だったりということ自体は可能でございます。

市川委員 分かりました。

皆さんはこれに対してどう思いますか。

若菜農地部会長 この減農薬というのは、一つでも今までやってきたことに対して農薬を使わなかった場合でもいいわけですよね。例えば、水稲の消毒があります。私はこの頃は農薬を使っていないのですが、温湯消毒で行っているのです。温湯にしただけでも農薬を一つ減らしていますから、そういう解釈でもいいのではないかと思うのですが。

市川委員 分かりました。

若菜農地部会長 あと、これを私も見たのですが、自分のものがどうかと思って見たら、やはり、かなり違っているのです。いつだかもお話ししたとおり、主として農地を所有していた

旦那が亡くなってしまった。亡くなって、今度は奥さんに後を引き継ぐことになって も、奥さんは、どこが何かが分からないのです。誰に貸しているのか分からない。

では、一番いいのは、問合せが来ても、何も書かないで出してしまったほうがいいのではないかという考え方だと思うのです。まして、集積で契約を結んでいるのだとある程度、通知が行くのですが、何もやっていないところはあると思うのです。契約書も何もなくて、口約束でやってしまっているというところだと旦那さんしか理解していないので、奥さんは何が何だか分からない。

こういうところは、私個人で自分のを見ただけでも二、三か所ありました。だから、 あとはかなりあるのではないかと思うのですが。白地がもっと埋まっていくはずだと 思います。

事 務 局 ありがとうございます。今のご指摘に対してご説明をさせていただきますと、今回、 今年度に策定をさせていただく地域計画及び目標地図については、要はキックオフの ような、スタートラインのものになります。なので、今後、地域計画というのは最後 の目標年度を10年間先とさせていただいているので、その10年先に向かって毎年、こ の地図だったり、計画というのは更新が可能です。そして、実際に更新していくべき ものとも考えております。

地図については、正直なお話をさせていただくと、やはり、まだ少し粗い部分があると思うのですが、そこについては、今後、地域の方へもっと細かい聞き取りですとか、違う形でのアンケートを行いまして、さらにこの地図の明確化や詳細なものが載せられるような形に今後していきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

吉川(総)委員 地域計画案の裏面の3番です。一番上に農用地の集積・集団化の取組ということで、 地域計画策定後も継続して地域による協議の場を設けて集積・集団化を進めるという ことで、今、事務局からも説明があったように、今回の地域計画策定がスタートで、 今後、きっかけになって利用権設定等が進めばいいかと思っているのですが、事務局 ではイメージとして、継続して地域による場を設けるというのは、毎年行うのか、2 年に1回行うとか、その辺はどう考えているのですか。そして、どのようにやろうと しているのですか。

事務局 お答えさせていただきます。期間のスパンにつきましては、毎年1回を想定しております。

協議の形について、詳細なことはまだ協議中なのですが、基本は、今年度に行った 協議の場のような形で、地域の農業者の方だったり、所有者の方にお越しいただきま して、自分の行っている箇所であるとか、隣の方の情報などを聞いていこうかと。

まだ検討の段階なので、このようなことしかお伝えできないのですが、一応、そういうことを考えております。

市川 委員 今までは貸したいという人が現れたら、借手とマッチングして、この委員会にその 都度かけて、利用集積計画にのせてやっていましたよね。これからは、貸したい人が 現れた場合に、中間管理機構にそれを入れ替えるわけですね。

> それで、その都度ではなくて、それは年に1回、この計画を行うときに集めて行う のか、その都度、出てきたものを協議するのか、それはどちらになるのですか。

事務局 原則は今までと変わらないです。その都度、諮る形になります。ただ、都度、意見 があったものを1年に1回修正をしていくというようなイメージになります。

なので、制度名は変わるのですが、実際の流れ的には、大きくは変わらないです。

議 長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第38号、地域計画策定に係る意見聴取について、意見なしで回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 挙手全員。よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決しました。 以上で、議案審議は全て終了しました。

委員の皆様、推進委員の皆様で、ここまでで何かございますか。

若菜農地部会長 先ほど、農地利用の関係で言いそびれてしまったのですが、1年間を通すとかなり の方が貸し借りを農業委員会を通してやっておられると思うのですが、今、作り手が ないからやるのだということで行っていられると思うのですが、ただ、回りの管理と いうのですか、草がひどいのです。あの人の横では田を作りたくないと思うのですが、 運悪くその人の横に田があるのですが。幾ら除草剤にお金を使っても、横の田から全 部入ってきてしまうのです。そして、その人も借りているのです。

そういう人は、かなり皆さん近くにいると思うのです。現に、何とかしてください ということを言われた人も中にはいるのですが、こういう集積とかで今度から返答を するときに一つの条件として、回りに迷惑をかけないような耕作の仕方をしてくださ いということを一言、うたってもらいたいのです。

耕作者同士が話すとどうしても感情が入ってしまいますので、なかなか作りづらくもなるし、人間としてもうまくいかなくなってしまいますので、必ず。同じ座間市内の方だったらいいのだけれども、海老名市の方とか、大規模に行っていられる方というのは、作れるだけ作って、管理に多分、手が回らないのではないかと思うのです。

だから、私が思うに、田や畑はいかにきれいに作るかというのが目指している一つのあれかもしれないですが、何しろ草を、出していけないわけではないですが、近隣の田畑に迷惑をかけない作り方をしてくださいという指導を一筆お願いしたいと思います。

事務局 話を事務局からさせてもらうことは可能です。

議 長 では、今後はそういうことでお願いいたします。 ほかにございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かありますか。

その他

・あっせん希望農地調査書について

議 長 ほかによろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和6年第12回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時08分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議長

6 番

12 番